

## ○久喜市下水道・農業集落排水事業運営審議会条例

平成 22 年 3 月 23 日

条例第 214 号

改正 平成 31 年 3 月 25 日条例第 2 号

## (設置)

第 1 条 市長の諮問に応じ、下水道事業及び農業集落排水事業の管理運営に関する重要な事項について審議するため、久喜市下水道・農業集落排水事業運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

## (組織)

第 2 条 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 学識経験者
- (3) 下水道使用者
- (4) 農業集落排水処理施設使用者

## (任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じた場合の補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を掌理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第 5 条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

## (庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、上下水道部上下水道経営課において処理する。

## (委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

## (施行期日)

1 この条例は、平成 22 年 3 月 23 日から施行する。

## (招集の特例)

2 この条例の施行の日以後、最初に開かれる会議は、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集する。

## 附 則(平成 31 年 3 月 25 日条例第 2 号)

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。